でき上った新庁舎（別館）

――四国で初の鋼管建て――

……総工費一千百五十万円……

市庁舎の新築工事は八月十五日におわり同十九日には予定通り完工式が行なわれた。

完工式は、来賓、工事関係者約百人余り参集して行なわれたが、お祭りさわぎは行なわず簡素にすました。

新庁舎は、鉄骨を使かわず、鉄製パイプの中へコンクリートを詰めたものを骨格とした、最も新らしく珍らしい工法により建てられたもので四国で初めてといわれている。

設工者は、大阪市に本社をもつ大和ハウス工業K K（代表者石橋義一郎）で日本で最初に鋼管工法を取り入れている。

新庁舎は、土地購入費を含めて、一千百五十万円、延面積は五百十六平方㍍で、その位置は、現庁舎の裏側に当り、一階は教育委員会事務局、産業経済課、農業委員会事務局、測量管理委員会事務局、二階は、会議室と議会事務局などに使用している。

なお三十七年度以降に、二期工事として、本館の建築をする予定であるが、まだその計画はできていない。

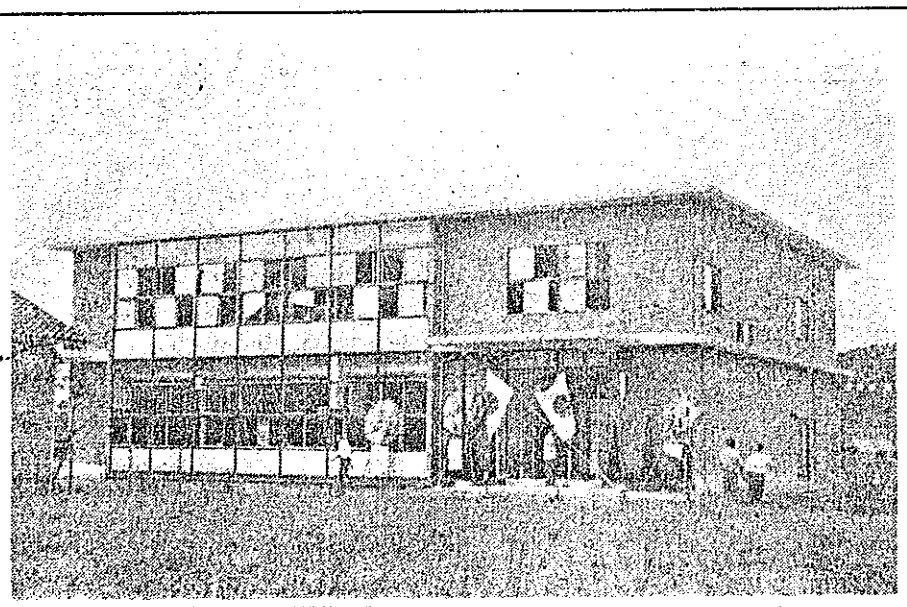

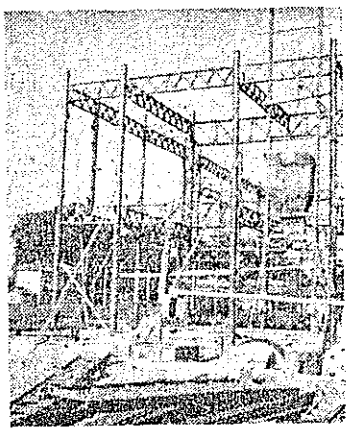

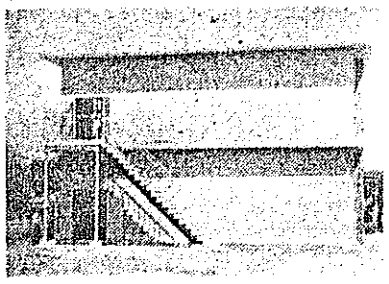

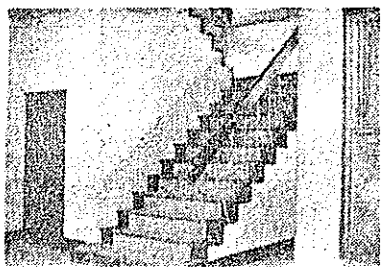

（写真説明）
左上＝出来あがった新庁舎。
右上＝骨格となるパイプの組立。
左下＝室内の一部と、西側からみた側面、階上はすぐ会議室に通じている。
右下＝落成式における市長の式辞。

地元選出県議らの調停みのる

西村市長 辞表を提出

十二月末で退陣

――臨時市議会で承認

かねて議員から早急に招集するよう請求されていた臨時市議会は、十六日に招集され、執行部提案の「議員の選挙区および各選挙区における議員の数に関する条例」を廃止する議案と、議員提出の「西村市長不信任」が提案された。

当日は、議案の提案があったのみで、会期を三日間とし、翌十七日は休会にすることを決め直ちに散会した。十八日は定刻より相当おくれた午後四時三分ようやく再開され、直ちに休けいに入った。

その間円満解決のため十七日から地元選出の田村県会議長、井上県議、入交県政顧問ら三氏が、あっせん調停に乗りだしたものの、調停案の「ただちに辞表提出年末辞職」を市長が一たん拒否したため、一応調停を打ち切り市長がほん意すれば改めて調停に乗り出すこととし、議員が市長の説得につとめるなどほん意するよう努力していたが、市長は午後八時にいたり、入交氏らに「一身上のつごうもあり調停案を受諾する」旨を伝えた。

このため議会は同九時二十四分再開され、市長の辞職問題について審議した結果市長から提出された「十二月三十一日に退職する辞職願い」は、満場一致で同意承認され、十時に閉会された。

なお、執行部提出の「議員の選挙区および選挙区における議員に関する条例を廃止する議案」は、執行部から撤回された。

これで二月八日市長逮捕から始まった市長問題は、不信任、議会解散の最悪の事態になることなく解決されたことになった。

農地の賃貸借について

このところ煙草の作付や、園芸栽培などのため、賃借農地を高い賃料で転貸（また貸し）する傾向にありますが、このようなことは、農地法第二十条二項第一号により、信義に反する行為とみなされ賃貸借解除（土地取り上げ）の申請をうけることとなり、非常に不利を招くおそれがあります。賃借地は、地主の承諾なしに絶体に他の者に転貸しせぬようにして下さい（民法第六一二条一二項）また自作地でも賃貸借契約をする場合は必ず農業委員会の許可（農地法第三条第一項）を得て契約（同法第二十五条）を結んで下さい。委員会の許可のない契約は無効ですから、もし問題かおきた場合でも、法の保護をうけることはできません。

なお小作料は物納や、法外小作料は許るされません、法定（農地法第二十二条第一項）の金額を支払って下さい。法定小作料は、農地をそれぞれの土地の条件により十五級までわけてあり田は一級で反当千四百十円。一級下るごとに反当六十円づつ安くなっており、最低十五級地が反当五百七十円です。

畑は、一級が反当八百六十一円一級下るごとに反当二十九円づつ安くなり、最低が三百十五円となっている。（農地法第二十一条第二項）。

そこで自分の賃借地の等級を調べて誤りのない借地料の受渡しをして下さい。

農地について不明の点は、何ごとでも農委事務局まで申し出て下さい。

国保税の……精算課税について……

国民健康保険税は前々年の所得額等を基礎として暫定課税されていたがこのほど前年の所得等が決定したので、これを基礎として精算し年税額がこのほど確定した。この年税額から暫定賦課額の差引き額を、九月分（第六期）から一月分（第十期）の五回に分割納付しなければならないことになった。なお、納税合書は納税組合長、又は部落連絡員を通じて該当世帯に送達される予定。

農業労働力調整協議会できる

農業基本法は、農業の他産業との生産性の格差を是正し、農業所得の増大をはかり、他産業従事者と均衡する生活を営むことができるよう現在農家のおかれているあらゆる制約における不利を是正し、他産業なみの水準を維持するよう、あらゆる施策を行うもので、これがために現在の農業構造を改善し、近代化することが強くのぞまれている。とくに農村における剰過就業や、農業労働力の劣弱化などが、農業の生産力や、所得の低下をきたしているので、農村の就業構造の改善をはかり、自立営農の育成に必要な基幹労働力の確保をはかるとともに、離農対策として他産業に就業を希望する農業従事者や、その家族が適当な職業につけるようあらゆる措置を講ずる必要がある。

市ではこれらの問題を解決するために、農業就業構造改善対策要領により、農業委員、労働行政、企業関係学識経験者などから委員十名を委嘱し、これほど南国市農業労働力調整協議会をつくった。なお協議会の事務は市の農委事務局が行なうことになっている。

委員は次のとおり。

会長＝金堂久喜（農委会長）
委員＝西村盛之（市長）、楠瀬慶吉（協和農機社長）、鈴江三喜（鈴江農機社長）、田島正実（農委）、神田晴重（農委）、山下熊太郎（商工会長）、小島日出男（高知職業安定所長）、岡本但夫（高知職業訓練所長）、入野照喜（鴨ケ池中学校長）

稲の害虫を防ぐには

稲を荒らすスズメやカラスを防ぐために、これまでカガシや綿糸、おどし鉄砲などを使って防いできたが、十分なやり方ではないので最近合成繊維で作った網を使って、効果をあげている。この網の特徴で、綿網にくらべて軽くて強く、雨にぬれても重くならない。またくさったり、変質することが少なく、薬にもおかされにくく、糸が光るのでスズメが恐れて近寄らない。

市の同和対策事業

更生資金と奨学資金の貸付行う

市では同和対策事業としてこんど更生資金と、奨学資金の貸付を行うことに決めた。

これは、同和対策の一環として行なわれるもので、同和地区に住所を有するものでなければならない。

更生資金は、生活に困窮しているものであって、資金の借入れにより更生の途が開らき得る具体的な事業計画が実行できるものに、貸付を行おうとするもの。

⊙資金の種類は、生業を営むための（生業資金）。

就職する際に要する支度金（支度資金）。事業を始めるため、または就職するために必要な知識や技能を修得するための（技能修得資金）などがある。

⊙資金の貸付けは、一世帯三万円以内で、二十四ケ月以内の貸付期間とされている。これが利率は、年三分で、四ケ月以内の据置期間がもうけられており、その支払いは、月払いを原則とし事情により半年払い、年賦または一時払いができることになっている。

⊙借入れの方法は、所定の貸付申請書に、保証人二人と、借用証書、戸籍抄本と住民票の謄本、保証人の印鑑証明が必要とされている。

また奨学資金は、学業成績の優秀な身体強健なもので経済的に就学が困難なもの（他の修学資金、その他の学資の給付または貸付をうけているものを除く）に無利子で貸付けられる。

⊙貸付け額は、高等学校月額千五百円、大学校月額三千円以内で各月の始めまたは、学期ごとに貸付けられる。

⊙借受けの方法
所定の借受け申込書と、借用証書、本人の戸籍抄本本人及び保証人の印鑑証明書（未成年の場合は法定代理人）

⊙償還の方法
在籍の学校を卒業した日の属する月の翌月から六ケ月間据え置き、六ケ年以内に償還しなければならない、支払い方法は、年払い、半年払いまた月払の均等償還で、繰上げ償還をすることもできることになっている。

いづれも近かく公布されることになっており、公布と同時に実施されるはず、詳細については、市民課厚生係に問合せるとよい。

県外本場の
ヒヨコ
卸値直売
森山種鶏場
南国市大埇（山崎）電話４７５番